

生活福祉資金のご案内

1 総合支援資金



失業等により収入が減少し、世帯の生活の維持ができなくなった場合の生活の立て直しのために貸付する資金です。

2-1 福祉資金 福祉費



福祉機器の購入や、商売・結婚・出産・葬儀・引越・住宅改修等の経費、また日常生活上一時的に必要な経費等を貸付する資金です。

2-2 福祉資金 緊急小口資金



緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合に貸付する資金です。

3 教育支援資金



高校、専門学校（専修学校専門課程）、短大、大学への就学に必要な入学金や制服等の就学経費、授業料・通学定期代等の修学経費を貸付する資金です。

4-1 不動産担保型 生活資金



今お住まいの居住用不動産を担保に生活費を貸付する資金です。

4-2 要保護世帯向け 不動産担保型生活資金



今お住まいの居住用不動産を担保に生活費を貸付する資金です。

目次

生活福祉資金貸付制度とは……………1
ご利用いただける世帯……………1
ご利用に際して……………2
借入申込みから資金交付までの流れ……………3
生活福祉資金の種類と対象世帯・借入ケース例…4



1 総合支援資金 ————— 5-7p



2-1 福祉資金 福祉費 ————— 8-9p



2-2 福祉資金 緊急小口資金 ————— 10p



3 教育支援資金 ————— 11p



4-1 不動産担保型 生活資金 ————— 12-13p



4-2 要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金 ————— 14-15p

1 生活福祉資金貸付制度とは・・・

この貸付制度は、戦後激増した低所得者層の生活基盤を確保しようとする民生委員の「世帯更生運動」が昭和30年に制度化されたもので、現在では、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、市町村社会福祉協議会が窓口となって運営されています。

貸付資金の種類

- | | |
|------------------|------------------------|
| 1. 総合支援資金 | 3. 教育支援資金 |
| 2-1. 福祉資金 福祉費 | 4-1. 不動産担保型生活資金 |
| 2-2. 福祉資金 緊急小口資金 | 4-2. 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 |

※掲載しております各資金の貸付限度額などについては、厚生労働省の通知等により変更することがあります。

2 ご利用いただける世帯

この貸付制度をご利用いただける世帯は、福島県内に住民登録し居住する下記の世帯となります。

また、必要な資金の貸付を他から受けることができない世帯が対象であることから、母子寡婦福祉資金、日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫、その他金融機関等からの貸付が利用できる場合は、その貸付が優先となります。

(1) 低所得世帯

1カ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の1.7倍以下の世帯

(2) 障がい者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方がいる世帯または障害者自立支援法によるサービスを利用している方の属する世帯で1カ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の2倍以下の世帯

(3) 高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯で、1カ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の2倍以下の世帯

※1：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯には貸付できません。

※2：本資金の連帯保証人は本資金の貸付を受けることができません。

※3：資金の種類ごとに貸付対象世帯が異なりますのでご注意願います。

Q 「低所得世帯」の基準を教えてください。

A 1カ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の1.7倍以下の世帯としています。

計算式

生活扶助基準額(第1類費と第2類費の合計)×1.7



例 ●福島市に住む夫40歳、妻38歳、子15歳の3人世帯(平成23年度の場合)

生活扶助基準額(第1類費と第2類費の合計)が160,080円となるので

160,080円 × 1.7 = 272,136円
(生活扶助基準額)

↑
世帯収入がこの金額以下の世帯が対象

※この計算例は目安であり、居住市町村や世帯構成(高齢者や障がい者がいる場合等)により異なりますので、必ず窓口(市町村社会福祉協議会)でご相談願います。

3 ご利用に際して

(1) 連帯保証人について

- ①原則として、県内に居住する連帯保証人1名が必要です。
- ②ただし、連帯保証人を立てられない場合でも利用できますが、有利子での貸付となります。
※「緊急小口資金」及び「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」は連帯保証人を必要としません。
- ③連帯保証人は、下記の全てを満たす必要があります。
 - ア. 原則として、福島県内に居住する方。
 - イ. 日頃から熱心に相談・援助してくれる方で、申込者よりも収入の高い方。
 - ウ. 年齢が65歳未満である方。
 - エ. 借受世帯の償還困難時には連帯保証人として債務を履行することができる方。※：本資金を利用している方は、連帯保証人になることは出来ません

(2) 貸付利子、償還方法、延滞利子について

- ①貸付利子
 - ア. 連帯保証人を付けた場合は、「無利子」
 - イ. 連帯保証人を付けられない場合は、「年1.5%」です。※「教育支援資金」及び「緊急小口資金」については、連帯保証人の有無に関わらず無利子です。
- ②償還方法
 - ア. 不動産担保型生活資金以外は元金均等償還です。
 - イ. 原則として、「ゆうちょ銀行」または「福島県内に本店のある金融機関」の預貯金口座からの自動引落となります。
- ③延滞利子
償還期限内に償還を完了できない場合は、残元金に対し「年10.75%」の延滞利子が発生し、日割りで加算されます。

(3) 民生委員及び社会福祉協議会等の相談・支援について

この資金は、借入世帯の生活の安定や立て直しを図ることを目的としていますので、申し込み時から貸付、償還完了まで、お住まいの地区の担当民生委員及び社会福祉協議会等の関係機関が継続して相談・支援を行います。

(4) 申し込み方法について

ご相談・お申し込みは、お住まいの地区の民生委員または市町村社会福祉協議会へどうぞ。

(5) その他留意事項

- ①ご相談段階で、借入申込者のご家族などとも面接させていただくことがあります。
- ②原則として住民票と居住地が同一でない場合は、借入申込みできません。
- ③すでに購入、発注、着工、支払い済みの経費は貸付対象となりません。
- ④貸付審査の結果、貸付を行わないことがあります。
- ⑤虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸付けた金額を即時に返済いただきます。



計画的な償還をしましょう

償還例

- 元金90万円（年利1.5%）の貸付を受けて5年（60回）で償還する場合

償還月額	元金分15,000円 + 利子分 570円	合計	15,570円×59回
最終償還月額	元金分15,000円 + 利子分 682円	合計	15,682円

合計償還額 934,312円

延滞利子が発生した場合：50万円（残元金）×年10.75%＝年間53,750円（延滞利子）が加算。

生活福祉資金の種類と対象世帯・借入ケース例

資金種類	対象世帯	借入ケース例
1. 総合支援資金	低所得世帯 (失業者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ①失業や収入の減少等により生活の維持ができなくなった。 ②就職するまでの当面の間の生活資金が足りない。 ③住宅の賃貸契約の費用（敷金・礼金等）が不足している。 ④就職を目指して新しく技能を修得したい。 ⑤公共料金等を滞納しており、住居を喪失する恐れがある。 ⑥債務を整理するための費用が不足している。
2-1. 福祉資金 福祉費	低所得世帯 障がい者世帯 高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ①商売を始めたい。 ②技能、資格を取得したい。 ③住宅を増改築、補修したい。 ④福祉機器を購入したい。 ⑤障害者用の自動車を購入したい。 ⑥中国残留邦人の国民年金保険料追納のための費用が不足する。 ⑦負傷、疾病の療養にかかる費用が一時的に不足する。 ⑧介護保険料、介護保険サービス、障がい者サービス利用料が一時的に不足する。 ⑨火事で家財が焼け新たに購入したい。 ⑩結婚、出産、葬儀の費用が足りない。 ⑪引越しの費用が足りない。 ⑫就職、技能を習得するための支度金が足りない。 ⑬日常生活上一時的に必要な灯油代、修学旅行費等が不足する。
2-2. 福祉資金 緊急小口資金	低所得世帯 障がい者世帯 高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ①医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が足りない。 ②給与等の盗難、紛失によって生活費が足りない。 ③火災等被災によって生活費が足りない。 ④その他、これらと同等のやむを得ない理由によるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な経費 イ. 会社からの解雇、休業等による収入減（単に仕事がない、日々雇用など不定期な雇用であった場合は対象外） ウ. 滞納税金、国民健康保険料、年金保険料（任意保険を除く）、公共料金の支払いによる支出増（支払い済みの場合が対象、領収書を添付）
3. 教育支援資金	低所得世帯	<p>高校、専門学校（専修学校専門課程）、短大、大学へ行きたいが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①授業料、家賃代、通学定期代が足りない。 ②入学金、制服等の購入費用が不足する。
4-1. 不動産担保型 生活資金	高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ①自宅を担保に生活費を借りたい。
4-2. 要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	生活保護世帯 ※高齢者世帯のみ	<ul style="list-style-type: none"> ①自宅を担保に生活費を借りたい。

1 総合支援資金

● 対象：低所得世帯（失業者を含む）

貸付対象世帯（以下の条件すべてを満たしている方）

失業等により収入が減少し、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯。

- ①低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
- ②借入申込者の本人確認が可能であること。
- ③現に住居を有していること又は住宅手当緊急特別措置事業（※1）における住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
- ④本会及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。
- ⑤本会が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、再就職等を行い自立した生活を営むことが見込まれ、かつ償還が見込めること。
- ⑥失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

※1 「住宅手当緊急特別措置事業」とは、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的に、県保健福祉事務所や市福祉事務所が実施する公的給付制度です。

資金の内容

失業等により収入が減少し、世帯の生活の維持ができなくなった場合の生活の立て直しのために貸付する資金です。

1. 資金種類及び資金使途

資金種類	資金使途
生活支援費	①再就職や生活再建までの間に必要な生活費。
住宅入居費	①敷金、礼金等。 ②入居に際して当初の支払いを要する賃料、共益費、管理費。 ③不動産仲介手数料。 ④火災保険料。 ⑤入居保証料。
一時生活再建費	①新たに就業するために必要な支度費、技能習得費等。 ②現在居住している住宅の家賃が高い等生活を立て直すために転居が必要な場合に、転居費用、家具什器費等。 ③住宅手当を併せて申請している場合に、家具什器費等。 ④公共料金等を滞納している場合であって、滞納している料金を払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合（住居の退去を求められる、電気・ガス・水道が止められる等）に、滞納分の支払いに必要な経費。 ⑤過大な債務を負っている場合に、裁判所への予納金等当該債務を整理するために必要な経費（なお、債務整理のための借り換え資金は除く。また、債務整理のための弁護士費用については、法テラスによる支援を受けられる場合には、法テラスの支援を優先する。）

2. 貸付限度額、貸付期間、据置期間、償還期間

資金種類	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間
生活支援費	(二人以上世帯) 月額 20 万円以内 (単身世帯) 月額 15 万円以内	12 カ月以内	最終貸付日から 6 カ月以内	20 年以内
住宅入居費	40 万円以内	/	貸付けの日（生活支援費と併せて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日）から 6 カ月以内	
一時生活再建費	60 万円以内			

必要な書類

共通添付書類

内 容	書 類
①世帯の状況が明らかになる書類	<p>ア. 世帯の収入に関する書類 源泉徴収票（写）、所得金額等証明書、所得税の確定申告書（写）等</p> <p>イ. 生活困窮に陥った理由が分かる書類（離職日及び当時の収入額が分かる書類） 雇用保険受給資格者証（写）、源泉徴収票（写）、離職票（写）、退職辞令（写）、退職前3カ月程度の給与明細（写）等</p> <p>ウ. 債務状況が分かる書類 債権者と債務の額が分かる書類（債権者発行のもの） ※1 税金や公共料金を滞納している場合は、その事実が客観的に分かる書類を添付すること ※2 債務整理後の場合は、その結果が分かる書類</p>
②連帯保証人の資力が明らかになる書類（連帯保証人を立てる場合のみ）	<p>ア. 所得金額等証明書、源泉徴収票（写）等</p> <p>イ. 住民票（発行後3カ月以内）</p>
③雇用保険や雇用施策に関する書類	<p>求職申込み・雇用施策利用状況確認票（写） または 住宅手当・総合支援資金連絡票（写）</p>

「生活支援費」に関する添付書類

内 容	書 類
①住宅手当を受給する場合	住宅手当支給対象者証明書（写） または 住宅手当支給決定通知書（写） ※貸付決定は、住宅手当支給決定通知書（写）提出後となる
②住宅手当を受給しない場合	ア. 健康保険証（写）：本人のみ ※運転免許証（写）や借入申込者の顔写真が貼付された証明書（写）でも可 イ. 住民票：世帯全員分（発行後3カ月以内）

「住宅入居費」に関する添付書類

内 容	書 類
①不動産賃貸契約締結に関する書類	貸主もしくは貸主から委任を受けた事業者と入居予定住宅に関して締結した「不動産賃貸契約の契約書」（写）
②入居予定住宅に関する状況通知	住宅手当の申請後に、不動産媒介業者等から交付された「入居予定住宅に関する状況通知書」（写）
③住宅手当の実施主体からの書類	住宅手当の申請後に、住宅手当の実施主体から交付された「住宅手当支給対象者証明書（写）」

「一時生活再建費」に関する添付書類

内 容	書 類
必要経費を裏付ける書類	業者等が発行する見積書等

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

2-1. 福祉資金 福祉費

対象：低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（※日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）

資金の内容

日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用を貸付する資金です。

※すでに購入、発注、着工、支払い済みの経費は貸付対象となりません。

1. 対象経費、貸付限度額、据置期間、償還期間

対象経費	貸付限度額	据置期間	償還期間
①生業を営むために必要な経費	460万円	貸付の日（分割による交付の場合は、最終貸付日）から6カ月以内	20年以内
②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円		8年以内
③住宅の増改築、補修及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年以内
④福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年以内
⑤障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年以内
⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年以内
⑦負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額その他、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が ア. 1年を超えないとき 170万円 イ. 1年を超えて 1年6カ月以内のとき 230万円		5年以内
⑧介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	サービスを受ける期間が ア. 1年を超えないとき 170万円 イ. 1年を超えて 1年6カ月以内のとき 230万円		5年以内
⑨災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150万円		7年以内
⑩冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年以内
⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円		3年以内
⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円		3年以内
⑬その他日常生活上一時的に必要な経費 ※冬期間の暖房用燃料の一括購入費用、修学旅行の費用、義務教育に係る制服代等、帰省費用、年金の掛金、冷暖房設備に伴う費用、地上デジタル放送の視聴に必要な経費等	50万円		3年以内

必要な書類

共通添付書類

内 容	書 類
①本人及び世帯状況が確認できる書類	ア. 健康保険証(写)：本人のみ ※運転免許証(写)や借入申込者の顔写真が貼付された証明書(写)でも可 イ. 住民票：世帯全員分(発行後3カ月以内)
②世帯の所得(収入)が明らかになる書類	ア. 世帯の収入に関する書類 源泉徴収票(写)、所得金額等証明書、所得税の確定申告書(写)等 イ. 債務状況が分かる書類 債権者と債務の額が分かる書類(債権者発行のもの) ※1 税金や公共料金を滞納している場合は、その事実が客観的に分かる書類を添付すること ※2 債務整理後の場合は、その結果が分かる書類
③連帯保証人の資力が明らかになる書類 (連帯保証人を立てる場合のみ)	ア. 所得金額等証明書、源泉徴収票(写)等 イ. 住民票(発行後3カ月以内)
④障がい者が属する世帯の場合	身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、精神保健福祉手帳(写)

対象経費別添付書類

対象経費	書 類
①生業を営むために必要な経費	事業計画書、申請内容による業者の見積書、パンフレット、契約書や許可書の写し、自己資金の金額が確認できる書類(※全体経費の1/3以上自己資金を有しない場合は貸付できません。)
②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	入校・入学許可書又は在校・在学証明書 技能を習得する学校等の発行した科目、習得期間並びにこれに要する費用等が記載された書類
③住宅の増改築、補修及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	工事見積書、工事の平面図・側面図(工事前、工事後)、改修前の状況写真、所有者の承諾書(借地、借家の場合)
④福祉用具等の購入に必要な経費	機器・用具等の見積書、パンフレット
⑤障害者用自動車の購入に必要な経費	運転者の運転免許証(写)、自動車販売業者発行の見積書、買い替えの場合は、現在の車の車検証(写)
⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	特例措置対象者該当通知書(写)、追納保険料納付書
⑦負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額その他、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	医師の診断書(病名と療養期間が明示されているもの) 医療費の概算を示す書類
⑧介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	利用負担額が記載されたもの(写)、償還払いとなるサービス費用の金額が記載された書類及び当該費用に係る見積書等の申請に記載された金額が確認できる書類(写)、請求書等(写)
⑨災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	官公署発行の被災証明書、業者の見積書、住宅の増改築等に必要な経費の添付書類に準ずる(住宅復旧の場合)
⑩冠婚葬祭に必要な経費	結婚費用：婚姻の証明、経費の見積書 出産費用：概算見積書または請求書、母子手帳(写)、出産証明書 葬祭費用：概算見積書または請求書、死亡診断書または除籍の住民票
⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	見積書、賃貸(仮)契約書の写し
⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費	就職の場合：購入内容の見積書等 技能習得の場合：学校の合格通知書、必要経費概算書
⑬その他日常生活上一時的に必要な経費	必要経費を示す見積書等

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

2-2. 福祉資金 緊急小口資金

対象：低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（※日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）

資金の内容

下記の理由により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する少額の資金です。

資金使途	貸付限度額	据置期間	償還期間
①医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき	10万円以内	2カ月以内	8カ月以内 ※5万円未満の貸付にあたっては、措置期間経過後4カ月以内
②給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき			
③火災等被災によって生活費が必要なとき			
④その他、これらと同等の止むを得ない事由によるとき ア. 年金、保険、公的給付等の初回支給開始までに必要な経費 イ. 会社からの解雇、休業等による収入減（単に仕事がない、日々雇用など不規則な雇用であった場合は対象外） ウ. 滞納税金、国民健康保険料、年金保険料（任意保険を除く）、公共料金の支払いによる支出増（支払い済みの場合が対象、領収書を添付）			

必要な書類

内 容	書 類
①本人及び世帯状況が確認できる書類	ア. 健康保険証（写）：本人のみ ※運転免許証（写）や借入申込者の顔写真が貼付された証明書（写）でも可 イ. 住民票：世帯全員分（発行後3カ月以内）
②世帯の所得（収入）が明らかになる書類	源泉徴収票（写）、所得金額等証明書、所得税の確定申告書（写）等
③借入理由の根拠となる書類	ア. 失業保険受給までのつなぎの場合⇒雇用保険受給資格者証（写） イ. 職業訓練受講給付金までのつなぎの場合 ⇒職業訓練受講給付金事前審査通知書（写）及び就職支援計画書（写） ウ. 生活保護費受給までのつなぎの場合⇒福祉事務所長の意見書 エ. 初回給与までのつなぎの場合⇒採用通知書、雇用条件通知書等 ※採用会社の社判・公印等が必ず押印されていること オ. その他、借入理由の根拠が分かる書類
④障がい者が属する世帯の場合	身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）、精神保健福祉手帳（写）

3. 教育支援資金

対象：低所得世帯

資金の内容

高校、専門学校（専修学校専門課程）、短大、大学への就学に必要な、入学金や制服等の就学経費、授業料・通学定期代等の修学経費を貸付する資金です。

1. 貸付種類及び対象経費

貸付種類	対象経費
①教育支援費	○修学に必要な経費 ・授業料、参考書、学用品、交通費（通学定期代）、賃貸アパート家賃など
②就学支度費	○入学に際し必要な経費 ・入学金、制服、教科書等で入学時に納入する経費等

2. 貸付限度額、据置期間、償還期間

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間
①教育支援費	①高等学校（専修学校高等課程含む） 月額35,000円以内	卒業後 6カ月以内	20年以内
	②高等専門学校 月額60,000円以内		
	③短期大学（専修学校専門課程含む） 月額60,000円以内		
	④大学 月額65,000円以内		
②就学支度費	500,000円以内		

必要な書類

共通添付書類

内容	書類
①本人及び世帯状況が確認できる書類	ア. 健康保険証（写）：本人のみ ※運転免許証（写）や借入申込者の顔写真が貼付された証明書（写）でも可 イ. 住民票：世帯全員分（発行後3カ月以内）
②世帯の所得（収入）が明らかになる書類	ア. 世帯の収入に関する書類 源泉徴収票（写）、所得金額等証明書、所得税の確定申告書（写）等 イ. 債務状況が分かる書類 債権者と債務の額が分かる書類（債権者発行のもの） ※1 税金や公共料金を滞納している場合はその事実が客観的に分かる書類を添付すること ※2 債務整理後の場合は、その結果が分かる書類
③連帯保証人の資力が明らかになる書類（連帯保証人を立てる場合のみ）	ア. 所得金額等証明書、源泉徴収票（写）等 イ. 住民票（発行後3カ月以内）
④障がい者が属する世帯の場合	身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）、精神保健福祉手帳（写）

対象経費別添付書類

対象経費	書類
①教育支援費	新入学の場合：合格通知書（写） 在学者の場合：在学証明書 授業料等の経費が分かる書類
②就学支援費	合格通知書（写） 経費の内訳が分かる書類

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

4-1. 不動産担保型生活資金

対象：低所得の高齢者世帯

資金の内容

今お住まいの居住用不動産を担保に生活費を貸付する資金です。

1. 貸付限度額、貸付期間、契約の終了、据置期間、償還

貸付限度額	貸付期間	契約の終了	据置期間	償 還
月額300,000円以内 (土地の評価額の7割まで) ※土地の評価額が1,000万円以上 あることが条件	貸付元金(元金)が貸付限度額に 達するまでの期間	借受人が死亡し たとき 又は 貸付期間が終了 したとき	契約の 終了後 3カ月 以内	据置期間 終了時 一括償還

2. 貸付利率：年3% 又は 長期プライムレートのいずれか低い利率

(※毎年4月1日に福島県社会福祉協議会が決めた利率)

3. 連帯保証人：必要 (※推定相続人の中から1名選任)

必要な書類

● 貸付要件確認時

借入申込前に貸付要件を確認させていただきます。

内 容	書 類
①世帯の状況が 明らかになる書類	住民票：世帯全員分（発行後3カ月以内）
②世帯の所得（収入）が 明らかになる書類	ア. 年金振込通知書、源泉徴収票（写）、所得金額等証明書、所得税の確定申告書（写）等 イ. 債務状況が分かる書類 債権者と債務の額が分かる書類（債権者発行のもの） ※ 債務整理後の場合は、その結果が分かる書類
③担保となる土地の状況が 明らかになる書類	ア. 借入申込者が現に居住する土地及び建物の登記簿謄本 本件不動産の固定資産税課税台帳評価価格（固定資産税納税通知書 課税資産明細書（写）、固定資産課税台帳記載事項証明書、評価額証明書）
④借入申込人が介護認定を 受けている場合	ア. 直近の介護保険認定書（写） イ. 借入申込人の自己の財産を管理する判断能力および契約締結能力を有しているかを確認するための成年後見用の診断書
⑤借入申込人が成年後見制度の 適用を受けている場合	成年後見関係書類

● 借入申込時

貸付要件確認後、申込の可否判断を受けた後の借入申込となります。

内 容	書 類
①世帯の状況が明らかになる書類	戸籍謄本（発行後3カ月以内）
②担保となる土地の状況が明らかになる書類	ア. 当該不動産の公図 イ. 当該不動産の地籍図（本人が所有する場合） ウ. 当該不動産の位置図 エ. 当該不動産の測量図（本人が所有する場合） オ. 当該不動産の建物図面（本人が所有する場合）
③推定相続人の意向を確認する書類	推定相続人の同意書

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

※抵当権等が設定されていないことが必要です。

貸付の仕組み

1. 借受人と福島県社会福祉協議会が貸付契約を締結します。
2. 不動産を担保として、福島県社会福祉協議会から借受人に生活資金を融資します。
(注) 担保となる不動産には「根抵当権の設定登記」および「所有権移転請求権保全のための仮登記」を行います。
3. 借受人（不動産所有者）の推定相続人のうち一人を連帯保証人に設定します。
4. 借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人または連帯保証人が貸付金および利子を一括償還します。
(注) 償還は、相続人や連帯保証人の自己資力によるほか、不動産を売却して売却益から償還する場合があります。
(注) 貸付申請から初回送金まで、3カ月程度を目安としています。
※事情により3カ月以上の場合があります。

よくある質問

Q1. 担保となる居住用不動産として、マンションは対象となりますか？

A1. なりません。また、借家や建物だけの所有（土地は借地）の場合も貸付対象外です。耕作地や遊休地、他人に貸している不動産等は担保として認められないことから貸付対象となりません。

Q2. 固定資産税評価額が1,000万円以上の場合でも不動産評価は必要ですか？

A2. 必要です。
貸付申込をする場合は、不動産鑑定評価を実施することが必須です。その場合は、貸付の可否に関わらず、鑑定費用は借入申込者に負担していただくこととなります。

4-2. 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

対象：生活保護を受給中の高齢者のみの世帯、要保護の高齢者世帯

資金の内容

今お住まいの居住用不動産を担保に生活費を貸付する資金です。

1. 貸付限度額、貸付期間、契約の終了、据置期間、償還

貸付限度額	貸付期間	契約の終了	据置期間	償 還
月額福祉事務所が設定 (生活扶助額の1.5倍以内) ・居住用不動産の評価額の7割程度 (集合住宅は5割程度) ※居住用不動産の評価額が500万円以上であることが条件	貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	借受人が死亡したとき 又は 貸付期間が終了したとき	契約の終了後3カ月以内	据置期間終了時一括償還

2. 貸付利率：年3% 又は 長期プライムレートのいずれか低い利率
 (※毎年4月1日に福島県社会福祉協議会が決めた利率)

3. 連帯保証人：不要

必要な書類

申込にあたり福祉事務所による調査が必要なため、お住まいの福祉事務所にご相談ください。

内 容	書 類
①世帯の状況が明らかになる書類	ア. 住民票：世帯全員分（発行後3カ月以内） イ. 戸籍謄本（発行後3カ月以内） ※推定相続人（借入申込者の相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう）を確認することができる書類
②世帯の所得（収入）が明らかになる書類	ア. 年金振込通知書、源泉徴収票（写）、所得金額等証明書、所得税の確定申告書（写）等 イ. 債務状況が分かる書類 債権者と債務の額が分かる書類（債権者発行のもの） ※債務整理後の場合は、その結果が分かる書類
③担保となる土地の状況が明らかになる書類	ア. 借入申込者が所有している居住用不動産（土地及び建物）の登記簿謄本 本件不動産の固定資産税課税台帳評価価格（固定資産税納税通知書課税資産明細書（写）、固定資産課税台帳記載事項証明書、評価額証明書）

④借入申込人が介護認定を受けている場合	ア. 直近の介護保険認定書（写） イ. 借入申込人の自己の財産を管理する判断能力および契約締結能力を有しているかを認めるための成年後見用の診断書
⑤借入申込人が成年後見制度の適用を受けている場合	成年後見関係書類
⑥担保となる土地の状況が明らかになる書類	ア. 当該不動産の公図 イ. 当該不動産の地籍図（本人が所有する場合） ウ. 当該不動産の位置図 エ. 当該不動産の測量図（本人が所有する場合） オ. 当該不動産の建物図面（本人が所有する場合）
⑦推定相続人の意向を確認する書類	推定相続人の同意書 又は 推定相続人との本件に関する調整状況を付記した書類

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

※抵当権等が設定されていないことが必要です。

貸付の仕組み

- 福祉事務所の調査を経て福島県社会福祉協議会で審査のうえ借受人と貸付契約を締結します。
- 不動産を担保として、福島県社会福祉協議会から借受人に生活資金を融資します。
（注）担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」を行います。
- 借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人が貸付金および利子を償還します。
（注）償還は、相続人の自己資力によるほか、不動産を売却して売却益から償還する場合があります。
（注）貸付申請から初回送金まで、3カ月程度を目安としています。
※事情により3カ月以上の場合もあります。

よくある質問

Q1. 既に抵当権が設定されている不動産は、貸付対象となりますか？

A1. 貸付対象になりません。
既に抵当権が設定されている不動産は、権利関係が複雑となり、償還の際の手続きが煩雑になることが想定されるため、貸付対象としておりません。
借入申込みをする場合は、貸付対象としたい不動産の担保権は必ず解除されていなければいけません。

※4-1の不動産担保型生活資金の場合も同じです。

**「生活福祉資金」に関するご相談・お問い合わせは
お住まいの市町村社会福祉協議会へお願いします。**

あなたのまちの社会福祉協議会

連絡先

● 実施主体 ●

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 ☎024-523-1250

個人情報の取り扱いについて
～生活福祉金の申込・利用にあたって～

福島県社会福祉協議会では、「個人情報に関する方針」を実行するため、「個人情報保護規程」及び「コンピューター情報システムの運用管理に関する規程」を定めています。生活福祉資金貸付事業についても、これらの規程の他、「生活福祉資金貸付事業に関する個人情報取扱業務概要説明書」によって、関係する個人情報の保護に努めています。

2012年3月